

訴 状

令和5年6月30日

神戸地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 南 出 喜久治

(主任) 同 弁護士 木 原 功 仁 哉

当事者の表示 別紙当事者目録のとほり

権利制限処分無効確認等請求事件

申立ての価額 425万円

貼用印紙代 2万7000円

請求の趣旨

- 1 被告らが令和5年5月15日までに原告に対してなした権利制限の処分は無効であることを確認する
- 2 被告らは、原告に対し、連帯して55万円及びこれに対する令和5年5月15日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払へ
- 3 被告らは、原告に対し、連帯して210万円及びこれに対する令和5年5月11日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払へ
- 4 訴訟費用は被告らの負担とする

との判決並びに仮執行宣言を求める。

請求の理由

第1 事案の概要

本件は、訴外灘民主商工会(以下「灘民商」といふ。)に勤務してゐた原告が、灘民商の実質的な上位組織である日本共産党(以下「日共」といふ。)の公認候補として令和5年4月9日執行兵庫県議会議員選挙(神戸市灘区選挙区)に立候補して落選した後、灘民商が、同年5月9日付けで原告を解雇するとの意思表示をしたが、その解雇理由は「県議会議員候補として共産党に出向したが、選挙活動を怠った」などといふ支離滅裂かつ事実無根のものであり、明らかに違法な解雇の意思表示であつた。

それにもかかはらず、被告日共東灘・灘・中央地区委員会(以下「日共地委」といふ。)の竹田雅洋委員長は、原告に対し、前記解雇に関する調査のためと称して、原告の黨員としての権利制限処分がなされた旨を通知し、これにより原告が同処分の存在を知つたことから、同処分の無効確認を求めるものである。

また、被告らは、灘民商と通謀し、灘民商及びM事務局長の非合法活動を知つた原告を排除するとの違法な目的に基づき灘民商が解雇の意思表示をし、これによつて原告に精神的苦痛を与へたので、その慰謝料を請求するものである。

さらに、原告は、県議選と同時に執行された神戸市議会議員選挙の灘区選挙区から立候補して当選した被告味口俊之・神戸市議会議員(以下「被告味口」といふ。)から度重なる侮辱及びハラスメントを受けたのであり、被告味口に対する不法行為に基づく損害賠償請求に加へ、民主集中制が徹底されてゐる日共においては使用者責任(民法715条)以上の報償責任を負ふべき被告日共地委、被告日共兵庫県委員会(以下「被告日共県委」といふ。)及び日共中央委員会(以下「被告日共中委」といひ、前記三委員会を併せて「被告日共ら」といふ。)に対し、使用者責任等に基づく損害賠償を請求するものである。

なほ、本日、本訴と同時に、貴庁に対して、令和5年5月9日付け灘民商の原告に対する解雇の意思表示(到達日は同月11日)が権利濫用であることを理由に、灘民商を相手方として地位確認請求、及び違法な解雇による慰謝料請求等を求めて貴庁に労働審判を申し立ててゐる。

第2 当事者

1 原告

原告は、令和2年12月頃、原告が神戸市に対して各種支援金を申請するにあつた縁のあつた被告味口の紹介で灘民商の事務局員として雇用され、3カ月間

の試用期間を経て、令和3年3月より本採用された。主な業務は、灘民商の会員がなす税務申告の補助業務、各種助成金申請の補助業務等であつた。

また、これに先立つ令和2年8月28日に日共に入党してゐる。

2 被告日共ら

被告日共中委は日共の中央指導機関（執行機関）、同日共県委は兵庫県組織の最高機関であり、同日共地委は神戸市東灘区、灘区及び中央区組織の最高機関であつて、いずれも総務省乃至兵庫県選挙管理委員会に対して届け出をした政治団体である。

3 被告味口

被告味口は被告日共県委の委員、同日共地委の副委員長であり、平成23年4月の神戸市議会議員選挙に初当選し、令和5年4月9日執行神戸市議会議員選挙で連続4選を果たした神戸市議会議員である（以下、被告日共らと併せて「被告ら」といふ。）。

4 訴外灘民商

訴外灘民主商工会は「全国商工団体連合会（全商連）に加盟する灘民主商工会は、小企業・家族経営の営業と暮らしを支えあう、助け合い運動に取り組む中小零細業者の非営利団体です」（相手方HP）と称するが、実質的には日共の下部組織である。

すなはち、灘民商は、国政選挙や地方選挙の折に日共の幹部がJR三ノ宮駅周辺で街頭演説を行ふ際、原告にとって週2日の休曜日である土・日曜であつても、原告に対して周辺の交通整理のため稼働するやう命じ、その日は出勤扱ひとなるため平日に代休を取ることが許可されてゐた。つまり、灘民商は従業員に対する業務命令を發して日共の選挙にとって必要な活動（それが公職選挙法上の選挙運動に含まれるか否かはともかく）をさせてゐた。

また、原告が灘民商から交付された「平成34年5月給与明細一覧」（基本給100,000円）の紙片（甲1の1）の裏面には「日本共産党の躍進！市民と野党の共闘で政権交代！」と題する令和3年10月19日付け日共兵庫県業者後援会作成の兵庫県業者後援会ニュースが印字された、同日に公示された衆議院議員総選挙の選挙運動のための広告物の裏紙を使つてゐたし（甲1の2）、「平成34年12月給与明細一覧」（基本給100,000円）の紙片（甲2の1）の裏面には「日本共産党とこむら候補の勝利を」と題する令和4年7月3日付け同後援会の同ニュースが印字された、当時公示されてゐた参議院議員通常選挙（兵庫県選挙区）の日共公認候補の選挙運動のための広告物の裏紙を使つてゐた（甲2の2）のは、

灘民商の業務と日共の活動とは、給与明細一覧（表面）と選挙運動のための広告物（裏面）の関係のやうに「表裏」一体の関係だつたからである。

そして、何よりも、「県会議員候補として共産党に出向したが、選挙活動を怠った」ことが解雇理由といふのであるから、日共の選挙運動こそが灘民商の「本業」といへるのである。

つまり、灘民商は、日常的に日共の選挙運動乃至政治活動を行つてゐたのであり、日共の下部組織であつたことに何ら疑ひを差し挟む余地はない。

第3 被告日共らによる権利制限処分

1 5月15日の竹田地区委員長からのLINE

灘民商が、令和5年5月9日付け解雇通知兼損害賠償請求書（甲4）でなした原告に対する解雇の意思表示は、同月11日に原告に到達した。

次いで、被告らは、原告が同月15日に受領した以下のLINEメッセージのとほり、原告に対して権利制限処分をなした（甲3、以下「本件処分」といふ。）。

（竹田地区委員長のメッセージ）

先日、鍵を返却された時に話を伺つた際に灘民商にも確認してくださいとのことでしたので、確認をしました。

解雇通知が送られたことなども聞きました。

それを受けて、党としても県会候補として、奮闘していただいた東郷さん自身から話を聞く必要があると判断しました。

党規約第5条、48条に基づいて、権利を制限し、調査を行うことを確認しました。

裁判や警察に伝える話ではなく、あくまで党员として信頼し、本人から事実を聴きたいということです。

以上のとほり、竹田地区委員長は、あたかも灘民商の解雇の理由とされてゐる事実が被告日共らの調査対象であるかのやうに告げて、5月15日までに本件処分がなされたことを通知した。

なほ、権利制限の根拠となつてゐる党規約48条は以下のとほりである。

第48条 党员が規約とその精神に反し、党と国民の利益をいちじるしくそこなうときは規律違反として処分される。

2 規律違反について、調査審議中の党員は、第五条の党員の権利を必要な範囲で制限することができる。ただし、六カ月をこえてはならない。

2 本件処分は無効である

この点に関し、灘民商が、原告に対して送付した同年5月18日付け解雇理由書（甲5）によると、解雇理由は以下のとおりであった。

1. 青年部の預り金保管を懈怠し、損害を出した。にもかかわらず、適時の報告を怠った。時機遅れの報告も、不明瞭であった。
2. 勤怠について注意を受けながら、欠勤・早退が続いた。
3. 欠勤した日にタイムカードに手書きで出退勤時間を記入し、出勤したかのように偽り、もって勤怠の報告を偽った。
4. コロナによる出勤停止期間中に、外出してスロットへ配偶者と出かけた。
5. 県会議員候補として共産党に出向したが、選挙活動を怠った。にもかかわらず、ほぼ毎日稼働していたと虚偽の報告をした。

しかし、後記3で述べるとほりいづれの事実も存在せず、解雇理由とは到底ならないものであつて、解雇の意思表示は権利濫用であるから無効である。

3 解雇理由の不存在

(1) はじめに

灘民商が主張する解雇理由は、①青年部の預り金保管を懈怠して損害を出し、報告も不十分であったこと、②勤怠について注意を受けながら、欠勤・早退が続いたこと、③欠勤した日にタイムカードに手書きで出退勤時間を記入し、出勤したかのやうに偽り、もって勤怠の報告を偽ったこと、④コロナによる出勤停止期間中に、外出してスロットへ配偶者と出かけたこと、⑤県会議員候補として日共に出向したが、選挙活動を怠ったにもかかわらず、ほぼ毎日稼働してみたこと、の5点である。

まづ、④については全くの事実無根である。⑤も事実無根であり、原告は毎日選挙活動に精励してみたのである。

以下では、①乃至③について詳述する。

(2) 青年部の預り金について（①について）

原告は、青年部及び成徳支部の会計を担当してみたが、原告が前任のU氏から事務を引き継いだ際も会計帳簿は存在せず、現金入りの封筒だけ渡された。し

かも原告の上司であつたM事務局長及びm事務次長（会計担当）から日常的に報告を求められることもなかつた。

なほ、原告は、令和4年6月に県議選に立候補する予定となり、事務引継ぎの観点からかやうな会計体制では良くないと考へ、その頃から自発的に会計帳簿を作成するやうになつた。

また、灘民商が主張する「損害」とは、令和5年5月9日付け解雇通知兼損害賠償請求書（甲4）に「貴殿は、灘民商より、同青年部の金銭出納帳及び預り現金を託され、その管理を命じられていたにもかかわらずこれを怠り、貴殿が令和4年6月13日に小切手で渡された381,600円の所在を分からなくし、少なくとも同金額の損害を及ぼしました」と記載されてゐることを指すとみられるが、そもそも金銭出納帳は託されてゐないし、m事務次長から手交された381,600円の小切手はm事務次長の指示で銀行で換金し、青年部の財布に入れた上で、青年部のイベント（バーベキュー、セミナーなど）等に費消するなどして、適切に管理してゐた。

そもそも、灘民商は、日常的に従業員の会計管理に対して監査をしてゐたわけでもなく、会計管理自体が杜撰であつたのであり、そのことを棚に上げて原告の会計管理を論難するといふのは二重基準も甚だしい。

したがつて、解雇理由にはあたらない。

(3) 勤怠について (②・③について)

②（欠勤、早退）について、令和3年10月頃に原告が家庭の事情（子供の看病）のため週1～2日休んだことがあつたことを意味してゐると思はれるが、灘民商の了承を得た上での欠勤であるし、しかも解雇の意思表示から遡つて一年半も前の事情であつて、その後は特に勤怠について問題視されることはなかつた。

③（勤怠の管理）については、そもそも原告に限らず、M事務局長らもタイムカードに手書きする要領での勤怠管理を許容してゐた。

例へば、単純にタイムカードの打刻を失念してゐた時はもちろんのこと、日共の選挙の手伝ひ（JR三ノ宮駅周辺の交通整理）のため本来の休日に直行直帰で稼働した際も、次回出勤時に手書きで出勤及び退勤時間を記載することが許容されてゐた。

よつて、いずれも解雇理由にはあたらない。

(4) 小括

以上のとおり、灘民商が主張する解雇理由はいずれも存在しない。

4 小括

よつて、本件処分は何ら理由がないから、無効である。

5 違法な権利制限処分による慰謝料等 合計 55 万円

原告は、違法な本件処分によつて党员としての権利が制限され、精神的苦痛を受けたのであり、その慰謝料は 50 万円を下らない。

また、同慰謝料を請求するに際して必要な弁護士費用は、同慰謝料額の 10%に相当する 5 万円を下らない。

第 4 灘民商と通謀の上での違法な解雇

1 背景事情

後記第 7 のとおり

2 被告らの不法行為責任 合計 110 万円

このやうに、被告らは、灘民商と通謀して、灘民商から原告を排除する目的で県議選に立候補させ、落選後に灘民商が解雇の意思表示をするに及んだのであり、原告は被告らの「捨て石」にされたことによる精神的苦痛を受けた。

その慰謝料は 100 万円を下らない。

また、同慰謝料を請求するに際して必要な弁護士費用は、同慰謝料額の 10%に相当する 10 万円を下らない。

第 5 被告味口によるハラスメント等

1 はじめに

原告は、県議選の告示前及び選挙運動期間中、市議選に立候補した被告味口とともに政治活動及び選挙活動をしてゐたが、被告味口は、以下のとおり原告に対する侮辱及びハラスメントに及んだ。

2 グループLINEへのセクハラ投稿

原告及び被告味口は、告示前から神戸市灘区内で活動する日共党员のみが登録できるLINEグループ「灘区後援会」に入り、党员間の連絡等に使用してゐた。令和5年3月当時、このLINEグループには20名程度が登録されてゐた。

被告味口は、このLINEグループで、令和5年3月19日に以下の投稿をした(甲6)。

本日、私の家に全く知らない女性が訪ねて来て、妻に対して「東郷さんは、味口さんに助けられてと書いているが、本当は2人は出来てる。あなたとは三角関係になってる」などと述べました。あまりにも低劣であり卑劣な行為です。

その時間には息子の友だちがたまたま家に来ていて、このやり取りを側で聞かされたことも許されない行為です。

他陣営のロコミだと思いますが、これへの返答は毅然と選挙戦を戦うことだと思えます。

私も、家族も毅然と頑張ります！

このやうに、被告味口は、原告と被告味口が不貞関係にあるとの風評が存在するとの投稿をした。

確かに、被告味口は不貞関係を否定し、そのやうな事実は一切ないが、そもそも20名が閲覧できるグループLINEに、風評とはいへかうした原告と被告味口との性的関係の有無に関して投稿をすること自体が、これを閲覧した者をして、あたかも原告が被告味口に言ひ寄つてあるかのやうな印象を抱かせ、原告を極めて不快な思ひにさせたのであり、原告に対するセクシャル・ハラスメントである。

2 日常的な侮辱、ハラスメント

被告味口は、令和5年4月の市議選で再選される前から現職の神戸市会議員であり、かつ日共地委の副委員長である立場を利用して、日常的に原告に対する侮辱乃至ハラスメント行為に及んで来た。

例へば、立候補が決まった後の令和4年6月以降、被告味口が出席してある支部会議の場で、被告味口が、他党に対する批判の重要性を主張したことに対し、原告は、一般市民の目線に立つて、被告味口に対し「他党の攻撃をするのは嫌われますよ」「それなら王子公園のことで大学誘致により市民が困ることを言ったらどうですか」と意見を述べた。これは、被告味口が当時「王子公園・王子動物園をまもって」と題する政治活動用ポスターを掲示しながら、王子公園に大学を誘致しやうとする神戸市当局の方針に反対する街頭活動をして来たことに副ふものであった。

すると、被告味口は「自分なんも分かってへんなあ」「王子公園の話なんて、ぶっちゃけどうでもええねん」「俺らは、みんなの関心があることを使って、神戸市を攻撃することやから」と言ひ放ち、敢へて一般市民の目線で発言をした原告に対し「いつまでそんな低い目線で物言うとるねん」とか「もっと勉強しな」などと侮辱した。

なほ、原告は、被告味口が日頃から王子公園への大学誘致に反対する活動をしてゐたのに「王子公園の話なんて、ぶっちゃけどうでもええねん」と告げられたため、被告味口のあからさまな二重人格ぶりに唾然とするより外になかった。

また、被告味口は、原告に対して日常的に「自分」とか「あんた」と呼び、「自分言っとくけど知名度全然ないから」と侮辱してゐた。

さらに、県議選及び市議選の選挙運動期間中、王子公園での街宣活動の際、ビラを頒布する選隊員（90代の男性、80代の女性）の配置が気に食はなかったため、それが原告の指示による配置でないのに原告に対して「なんで俺の前に立たせるねん！」「そんな何人もビラ配りはいらんねん！」と怒鳴りつけた。

3 必勝ポスターの破棄

原告と被告味口の合同選挙事務所には、告示日当時、被告日共中委の志位和夫委員長及び山下芳生副委員長それぞれから、原告及び被告味口に宛てた必勝ポスター（為書き）が掲示されてをり（甲7の1乃至甲7の2）、原告宛ての必勝ポスター（志位委員長、山下副委員長の各顔写真入り1枚）の所有権は原告にあった。

原告は、選挙が終はつたら原告宛ての必勝ポスターを持つて帰りたいと考へ、告示日である3月31日、近藤秀子・日共地委副委員長と別の党员（高齢女性）がゐた折に近藤に対して「選挙終わつたら家に持って帰っていいですか？」と訊くと、近藤が「わからん」と述べ、原告が「終わつたらください」と述べた。

それにもかかはらず、選挙運動期間中の4月2日、原告のみならず被告味口の前記必勝ポスターがなくなつてゐた。このことについて原告が近藤に理由を訊くと、近藤が「味口が捨てろゆうてたんやから捨てたんや、私に言われても知らん」と言ひ放つた。なほ、これを聴いた前記党员（高齢女性）が「この子、欲しいゆうてたんや、なんでそんなかわいそうなことをするの」と述べた。

その際、偶々被告味口がその場に通りかかつたので原告が被告味口に訊いたところ「貼り方が汚い、しわくちやになつてるし、捨てろ」と述べ、原告が「きれいに切つて持って帰りたいのに」と苦情を言つても被告味口は無視し、原告は、度重なる被告味口の酷い仕打ちへの悔しさのあまり、ひそかに涙したのである。

4 使用者責任（民法715条類推）

被告味口の前記ハラスメント等は不法行為を構成するにとどまらず、被告日共らも使用者責任（民法715条類推）を負ふ。

すなはち、確かに被告味口は被告日共らの被用者ではないが、党内では、党規約3条に基づく「民主集中制」が採用されてをり、その目的は、国政選挙及び地

方選挙等を通じて日共の政治的成果を上げることであつて、党員は、日共の方針に絶対的に服従することが求められてゐる。

第3条 党は、党員の自発的な意思によって結ばれた自由な結社であり、民主集中制を組織の原則とする。その基本は、つぎのとおりである。

- (一) 党の意思決定は、民主的な議論をつくし、最終的には多数決で決める。
- (二) 決定されたことは、みんなでその実行にあたる。行動の統一は、国民にたいする公党としての責任である。
- (三) すべての指導機関は、選挙によってつくられる。
- (四) 党内に派閥・分派はつくらない。
- (五) 意見がちがうことによつて、組織的な排除をおこなつてはならない。

その最たる例が、令和5年2月、日共の党首公選制や安全保障政策の転換を求める著書「シン・日本共産党宣言」（文春新書）を出版した元日共安保外交部長の松竹伸幸を日共京都南地区委員会が除名処分とし、次いで、同年3月、被告日共中委の志位委員長の退陣と党首公選制導入を求める著書を出版した日共京都府委員会職員の鈴木元を、同じく日共京都南地区委員会が除名処分にしたことである。

このやうに、日共では、異論を述べる者に対しては除名処分といふ最も重い処分をすることで徹底的に排除するのであり、ヤクザさながらの規律を持つのである。

そもそも、民法715条の使用者責任は、使用者が自己の業務のために被用者を用ゐることによつて事業活動上の利益を上げてゐる以上、使用者は被用者による事業活動の危険も負担すべきといふ「報償責任の法理」に基づくものである。

さうすると、被告日共らと被告味口の関係においても、被告日共らは、被告味口が民主集中制のもとで党の方針に従順に活動し、それによつて被告日共らとしての政治的成果を上げてゐるのだから、報償責任の法理が適用される基礎があるといへる。

よつて、民法715条類推適用により、被告日共らも不法行為責任を負ふ。

5 活動環境配慮義務違反（債務不履行責任）

さらに、原告と被告日共らとの間には、入党契約に付随する「活動環境配慮義務」があり、被告日共らには党員間のハラスメント等を防止すべき義務がある。

ましてや、被告味口は、被告日共地委の副委員長といふ、地区内の党員を指導すべき立場であるのに、その立場を利用して自らがハラスメント等に及んだことは極めて悪質である。

よつて、被告味口のハラスメント等について、被告日共らも同義務違反に基づく債務不履行責任を負ふ。

6 損害額 合計 110 万円

原告は、被告味口による一連のハラスメント等により精神的苦痛を受けたのであり、その額は 100 万円を下らない。

また、同慰謝料を請求するに際して必要な弁護士費用は、同慰謝料額の 10%に相当する 10 万円を下らない。

被告日共らも、使用者責任乃至活動環境配慮義務違反に基づき、前記損害について被告味口と不真正連帯債務を負ふ。

7 付言（被告味口に対する処分の必要性）

なほ、被告日共中委の小池晃書記局長は、令和 4 年 1 月 5 日に開かれた党の会議で、地方議員の名前を間違へて読み上げ、司会を務めていた田村政策委員長が訂正したところ、田村氏に対し「間違えていない。訂正する必要はない」と強い口調で叱責したことがハラスメントにあたるとして警告処分を受けた。

このやうに、被告日共中委の幹部ですらハラスメントによる処分を受けるのであるから、日共は、被告味口に対しても同等又はそれ以上の処分を下すべきである。

第 6 請求のまとめ

以上の次第で、原告は、

- 1 被告らに対し、本件処分が無効であることの確認
- 2 被告らに対し、連帯して、本件処分をなしたことによる慰謝料等として 55 万円及びこれに対する原告が本件処分を知った令和 5 年 5 月 15 日から支払済みまで民事法定利率年 3%の割合による遅延損害金の支払
- 3 被告らに対し、連帯して、灘民商と通謀して違法な解雇をしたことに対する慰謝料等として 110 万円及びこれに対する原告に対して解雇の意思表示が到達した令和 5 年 5 月 11 日から支払済みまで民事法定利率年 3%の割合による遅延損害金の支払
- 4 被告らに対し、連帯して、被告味口のハラスメント等の慰謝料等として 110 万円及びこれに対する令和 5 年 5 月 11 日から支払済みまで民事法定利率 3%の割合による遅延損害金の支払をそれぞれ求める。

第7 背景事情

1 はじめに

原告が、灘民商から解雇の意思表示を受け、さらに被告味口だけでなくM事務局長から度重なるハラスメントを受けたのは、灘民商及びM事務局長の文書偽造、詐欺等の非合法活動を知つたために灘民商及びM事務局長から疎ましく思はれたためである。それゆゑ、灘民商は、被告らと通謀して日共に出向させて灘民商の業務から外れさせ、県議選の執行日後に解雇の意思表示をすることで灘民商から排除しやうとしたのである。

原告が知つた灘民商及びM事務局長の非合法活動は以下のとおりである。

2 M事務局長による持続化給付金の不正受給

原告は、令和3年4月か5月頃、M事務局長の担当する会員ファイルを整理する目的又は過去の書類を探す目的で会員ファイルを開いた時に、多数の灘税務署の文書收受印が青インクで印字された透明のフィルムを発見した。

その際の、原告とM事務局長との間のやり取りは以下のとおりである。

原告： え？Mさんこれなんですか？
M事務局長： あー、それな！工作に使うやつやなー
原告： これって違法？なんじゃ・・・
M事務局長： んー、バレたら俺ら捕まるなー。灘民商つぶれるなー。東郷くんせつかく仕事決まったけど残念やなー
原告： それ困ります、何に使ったかは聞かないでおきます。
M事務局長： まあそのうち教えるわー。それしな会員さんお金もらわれんから、しなしゃーないねんよ

原告は、当時は使用目的が明確にわからなかつたのであるが、後に原告が国のコロナ対策制度である一時支援金の申請相談があつた際に行政書士に取り次ぐ担当になつたことで、全会員のファイルを見た際、ある会員の確定申告書の控へが、灘税務署の文書收受印が押捺されてゐるやうに見えるものの、同印の周囲に数センチ四方の黒い線が薄く印字され、あたかも透明フィルムの外縁が印刷の際に印字されたと思はれる形跡があるものを発見した。

つまり、持続化給付金の申請には、過去2年分の確定申告書の控へが必須だつたため、M事務局長は、会員の依頼に基づき、灘税務署の文書收受印が印字された透明フィルムを用ゐて、作成した確定申告書の控へを重ねてカラーコピーをして、あたかも灘税務署の文書收受印が正規に押捺された確定申告書の控へを作

成し（有印公文書偽造）、これを国の担当者に提出して、持続化給付金を詐取してみたとみられるのである。

3 神戸市の家賃サポート緊急一時金の不正受給

原告が、令和3年4月か5月頃、灘民商事務所内での業務の折に、M事務局長が担当する会員のファイルを確認する機会があり、神戸市が令和3年10月まで申請を受け付けてみた「神戸市中小法人等の家賃サポート緊急一時金」の申請に必要な書類の作成名義人の欄に、第三者の記名押印がカラーコピーで印字された紙片が貼り付けられてある書類を数枚発見した。この書類は、申請にかかる賃貸借契約の存在を賃貸人又は管理会社が証明する趣旨のものであった。

しかし、同緊急一時金の第2期申請（令和3年11月乃至令和4年1月）の申請要綱には、前回とは異なり、申請者の提出書類に基づいて賃貸人又は管理会社宛てに申請がなされた旨の確認ハガキが届く要領となつてみたため、これを令和3年11月頃に知つたM事務局長が「これじゃ、前の手は使えんなー」と言つてみた。

この発言を聞いた原告は、M事務局長が、会員のために神戸市から家賃サポート緊急一時金を不正受給するため、申請に必要な書類の作成名義人の欄に第三者の記名押印がカラーコピーで印字された紙片を貼り付けてコピーし、あたかも当該第三者が正規に作成した書類であるかのやうな文書を作成し（有印私文書偽造）、それを神戸市に提出して緊急一時金を詐取してみたと理解した。

4 毎月2枚の給与明細

灘民商は、毎月25日に従業員に対して毎月2枚の給与明細を発行し、その合計額を現金で支給してみた。

原告の場合、1枚目の給与明細（いはば「表の」給与明細）の基本給は100,000円で、源泉所得税1,000円のほか、社会保険料（健康保険、厚生年金、雇用保険）が控除されてある。一方で、2枚目の給与明細（「裏の」給与明細）の基本給は186,200円、組織手当は8,000円で、社会保険料や源泉所得税が控除されてみない。

このことについて、原告が令和3年3月25日、同日支給の給与とともに、初めて給与明細を交付された際、給与明細が2枚に分かれ、それぞれの支給額が異なつてみたことに気付いた。

その際の原告及びM事務局長のやり取りは以下のとおりであった。

原告： これなんで2枚になつてるんですか？

M事務局長： なんでやろーなー、そのうちわかるわ

原告： そうなんですか、私こんなにお給料もらったことないので嬉しいです。

M事務局長： そーなん、よかったなあ。民商はほんまに賃金格差ないやろー

原告： はい！びっくりです。ありがとうございます。

その後、令和4年2月に原告が灘民商事務所内で自らの確定申告を作成してみた際の、原告、M事務局長及びm事務次長のやり取りは以下のとおりである。

原告： mさん、源泉徴収票ってmさんにももらえますか？

m事務次長： あー、東郷さん年調やったことあるやろ？自分で作ってみ

原告： 自分で？源泉出すんですか？やってみます。

(作成に取り掛かり、月の給料入力のところ)

原告： Mさん、私の給料って明細のどれですか？1枚目？2枚目？両方足しますか？

M事務局長： んー、ボーナスなしの月8万円

原告： え？わたしもっともらってますけど・・・

M事務局長： mくん説明したって

m事務次長： えーとね、僕らの給料は、月8万円の年間96万円で給与支払い報告して、残りの分は活動費として計上してんねん。だからそれで作っていいよ

原告： あ、だから給料日じゃなくて活動費支給日っていうんですか？なるほど！

原告は、この時は本当に「給与」と「活動費」が分けられて計上されてみると信じ込んだ。

しかし、令和4年3月に作成して提出した原告の令和3年分確定申告書の控へが灘税務署から送付され、その内容を見てみた時にM事務局長から次のやうに言はれた。

M事務局長： おれら非課税世帯やなー

原告： 私、去年結婚したんで世帯ではないですけど。え、みんなこの金額で申告してるんですか？

M事務局長： んー、俺はそうやで

原告： めちゃくちゃ節税ですね。今まで働いてた会社、ちゃんと税金引かれてましたよ！なんでこうしてくれなかったんでしょう？

M事務局長： 俺ら活動家やから！普通の会社員は活動家ちゃうからできんわなあ。だから俺ら非課税世帯に支給される5万円もらえんねん
原告： あ、私は旦那さん普通のサラリーマンなんでももらえないです！いいなー

これらのやり取りからすると、灘民商は、給与のうち大半を「活動費」として計上することによつて給与支給額を低く見せかけ、源泉所得税や社会保険料の支払を免れ、さらにM事務局長に至つては自らの給与収入を低く偽つて所得税を脱税し、あまつさへ住民税非課税世帯に国から支給される補助金まで不正に受給してゐたことをほのめかしたのであり、灘民商及びM事務局長の租税法その他の法令を無視する態度は顕著といはざるを得ない。

5 県議選立候補の勧奨

M事務局長は、かうした原告とのやり取りを通じて、仮に原告が灘民商での業務を継続すれば、M事務局長又は灘民商の非合法活動をさらに知ることとなるおそれがあると考えた。

また、当時、日共では、令和5年4月執行の神戸市議員選挙（灘区選挙区）には現職の被告味口が立候補予定であつたが、兵庫県議会議員選挙（神戸市灘区選挙区）では候補予定者がおらず、県議選に日共公認候補を立候補させることになれば灘区内で選挙運動用自動車を2台使用することができ、県議選と市議選の相乗効果によつて被告味口の再選を実現させることが期待された。

そこで、被告味口とM事務局長は、令和4年6月に原告を会食に誘ひ、その際に県議選（神戸市灘区選挙区）に立候補するやう申し向けた。

原告は、自己が大学を卒業してゐないことや、立候補によつて給与収入を得られないのではないかと考へ、給与が出ないのであれば立候補が無理であることを被告味口に申し向けたところ、被告味口は、原告がシングルで子育てをしてきたという経歴が優れてゐることを申し向けるとともに、M事務局長に対し「M君、（給与のことは）大丈夫やな」と問ひ掛け、M事務局長が問題ない旨を回答した。原告は、自己の立候補が灘民商及び日共のためになり、かつ、給与も従前どほり支給されるのであれば前向きに考へるやうになつた。

その後、令和4年7月に日共公認の県議候補となることが正式に承認され、同年8月、M事務局長から、灘民商の三役会（会長、副会長及び幹事らで構成される会）で決意表明をしてくれと依頼されて出席した（7名程度の役員が出席）ところ、N副会長から「今のあなたは応援できない」「やる気が感じられない」などと言はれたため、「今、私が辞めますって言ってもいいですか？」と述べると、

N副会長が「今更やめられないから応援するけど…」と生半可な返事を受けたことがあった。

このやうに、原告は、当初から立候補に積極的ではなく、灘民商及び日共のためになればと考へて立候補したのである。しかし、灘民商及び日共は①灘民商及びM事務局長の非合法活動を知る原告を選挙活動に専念させて灘民商の業務から排除し、②被告味の再選を確実なものとするため日共公認の県議候補として立候補させることで市議選との相乗効果を狙ったといふ思惑があり、原告の立候補はまさに「一石二鳥」となるのであることから、灘民商及び日共は、原告を「捨て石」として利用し、その役目を終へた選挙後に灘民商が解雇の意思表示に及んだのである。

6 日共の非合法活動の義務

なほ、かうした灘民商及びM事務局長が行つてゐる非合法活動は、日共黨員としての「義務」であり、灘民商及びM事務局長はこれを忠実に実践したとも評価しうる。

このことは、民青を経て日共本部に勤務して「赤旗」の記者として活動し、日共の東京都板橋区議を4期16年務めた松崎いたる氏の著書「日本共産党暗黒の百年史」81頁（飛鳥新社・令和4年）に以下のやうに解説されてゐる。

【義務としての非合法活動】

志位は「どんな場合でも、平和的・合法的に、社会変革の事業を進める」のが「日本共産党の一貫した立場」だと繰り返し強調している（2021年8月4日、党創立99周年記念講演会ほか）。しかし、これも歴史的事実をゆがめた発言だ。

コミンテルン加入条件第3条で「共産主義者は、どこでも並行的な非合法的機構をつくりだす義務がある」と定め、「共産主義者がその全活動を合法的におこなうことのできないすべての国で、合法活動と非合法活動を結合することが、無条件に必要である」としている。

結社の自由が制限されていた明治憲法下で、共産党組織が最初から非合法であるのは「仕方がないことだ」という反論もあるだろう。しかし、コミンテルンは「仕方なく」消極的に非合法活動を選択しているのではなく、「無条件に必要」な条件として非合法活動を「義務」づけているのだ。

コミンテルンは「すべての合法的な共産党が、…ブルジョワの迫害が公然と現れるときにそなえて十分な準備をととのえるため、ただちに非合法組織をつくらなければならない」「いまなおブルジョワ民主主義的合法性を信じているプロレタリアートの広範な層、それ以上にまた非プロレタリア的な勤労被搾取大衆の広範な層がどこにもおり、彼らの考えを変えさせることがわれわれの最も重要な仕事であるか

らである」(1920年8月6日「共産主義インターナショナルの基本的任務についてのテーゼ」前掲書)と決議している。

党が合法化された後も非合法活動を恒常的に続けることをコミンテルンは指令していたのである。

非合法活動については市川正一(注:戦前の日共の幹部)がわかりやすく解説している。

「コミンテルンは全世界におけるブルジョワジーの法律の束縛を受け、その範囲内においてのみ仕事をするというのがごときごまかしは絶対にしない。徹底的に支配階級と闘い、ブルジョワジーの一切の権力を根底から破壊するために闘争する共産党は、是非ともブルジョワジーと闘いうる強固なる非合法的な地下建築および非合法的組織をもたねばならぬ。これはいつでもかわりない原則である」(1932年7月、市川の法廷陳述『日本共産党闘争小史』)。

さらに、この非合法活動の義務化と恒常化は、志位和夫や宮本賢治がコミンテルンの良い面として評価しているレーニン時代からの方針であることも注目すべきであり、宮本自身、戦前の党機関紙「赤旗」(1933年10月10日号)に掲載した論文で、「我々の組織勢力のいかんが合法と非合法の限界を決定する」「闘争放棄の退却、合法主義によっては、階級合法性はなんらまもられはしない」と合法性を獲得するためにも非合法活動が必要だと主張している。合法性の獲得とは共産党が権力を握るということと同義であり、革命が成就するまでは非合法活動を続けるということにほかならない。

長文の引用となつたが、かうした法令無視どころか、敢へて非合法活動に及ぶことは日共党员としての義務であつて、日共の実質的な下部組織である灘民商が「非合法活動のアジト」として機能してゐることは、何ら驚くべきことではないのである。

第9 日共の欺瞞(結び)

日共の綱領には、労働者の権利を擁護する記載があり、具体的には「党は、とりわけ過酷な搾取によって苦しめられていた労働者階級の生活の根本的な改善、すべての勤労者、知識人、女性、青年の権利と生活の向上のためにたたかった」ある。

しかし、前述した灘民商及び日共による、労働者たる原告に対する行為は、前記綱領と明らかに相反するものである。その原因は、灘民商が綱領を遵守しないといふよりも、日共の綱領乃至政策自体が虚偽と欺瞞に満ち満ちたものであることを証明して余りあるものである。

また、灘民商は、「非合法活動の義務」のある日共の実質的な下部組織として文書偽造・詐欺及び所得税法違反等の非違行為を繰り返し、まさに「非合法活動のアジト」と化してゐたのであり、日共はその資金及び人脈を利用して政治活動及び選挙活動を行つてきたのであり、双方とも極度の腐敗状態に陥つてゐる。

原告は、単に自らの私権を守るにとどまらず、かうした灘民商乃至日共を浄化し、神戸市、兵庫県ひいては我が国の健全な政治を取り戻さなければならないとの覚悟で、本訴及び前記第1記載の労働審判申立てに及んだものである。

証拠資料

証拠説明書のとおり

附属書類

1	訴状副本	4通
2	証拠説明書	5通
3	甲号証の写し	各5通
4	委任状	1通

当事者目録

- 〒 神戸市灘区
原 告 東郷ゆう子 こと
角 本 裕 子
- 〒604-0093 京都市中京区新町通竹屋町下る徹ビル2階
TEL 075-211-3828
FAX 075-211-4810
原告訴訟代理人弁護士 南 出 喜久治
- 〒658-0053 神戸市東灘区住吉宮町3-15-15
グランディア住吉駅前4階西号室
木原功仁哉法律事務所(送達場所)
TEL 078-855-3101
FAX 078-855-4015
原告訴訟代理人弁護士 木 原 功 仁 哉 (主任)
- 〒151-8586 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26-7
被 告 日本共産党中央委員会
上記代表者委員長 志 位 和 夫
- 〒652-0811 神戸市兵庫区新開地3-4-20
被 告 日本共産党兵庫県委員会
上記代表者委員長 松 田 隆 彦
- 〒657-0841 神戸市灘区灘南通5-2-2-1
被 告 日本共産党東灘・灘・中央地区委員会
上記代表者委員長 竹 田 雅 洋
- 〒657-0026 神戸市灘区弓木町
被 告 味 口 俊 之